

令和6年度（2024年度）第1回
中小企業振興審議会 会議録

開催日時	令和6年（2024年）9月30日（月） 14時00分～
開催場所	函館市役所本庁舎 8階第2会議室
議 題	1 会長・副会長の選任について 2 諮問 （1）中小企業振興に係る実施計画の策定について 3 審議 （1）中小企業振興に係る実施計画の概要について （2）意見募集について
配付資料	1 中小企業振興に係る実施計画策定の概要について 2 函館市中小企業振興基本条例 3 函館市経済実態調査報告書
出席委員	大石俊彦委員，大倉義孝委員，嘉堂聖也委員，長谷川義樹委員， 平野憲委員，藤中敏弘委員，堀井伸一委員，三浦理委員， 横手義信委員 （計9名）
欠席委員	川崎研司委員，谷口諭委員，布目征康委員，藤田公人委員， （計4名）
事務局	氣田経済部長，宿村経済部次長， 嶽本経済企画課長，経済企画課産業政策担当
その他	報道関係者 : 北海道新聞社 傍聴者 : なし

宿村次長

ただいまから、令和6年度第1回中小企業振興審議会を開催する。
本審議会は、中小企業振興基本条例第9条に基づき、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する重要な事項について調査審議し、その結果を答申するための附属機関である。
本日の審議会は、審議会委員13名中、9名の出席をいただいております。中小企業振興基本条例第14条に規定する過半数の委員の出席があるので、会議が成立していることを報告する。
なお、本日の審議会は公開での実施となるため、後日、会議録の概要をホームページ上で公表させていただくので、ご了承願いたい。
まず、開会にあたり、函館市長よりご挨拶を申し上げます。

大泉市長

函館市長の大泉である。本日は、お忙しい中、中小企業振興審議会にお集まりいただき感謝する。
委員の皆様におかれては、日頃より、中小企業の振興と地域経済の活性化にご尽力いただいております。深く感謝を申し上げます。
本日の審議会は、「中小企業振興基本条例」の実効性を高めるための実施計画を策定するにあたり、その根幹に関わる部分を審議していただくものである。
中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いており、原材料や人件費のコストアップに加え、人手不足が深刻な状況にあることなど、多くの課題があるものと認識している。
本市においても、今年度から新たに地域産業の将来を担う人材の確保を図るため、市内の企業などに就職する若者の奨学金の返還支援を開始したほか、新たな特産品開発を促進するための補助制度を創設するなど、様々な施策に取り組んでいるところだが、地域経済の再生のためには、これまで当市の産業の中心的な役割を担ってこられた中小企業が、将来にわたって安定した経営を続けられる環境を整えていくことが何よりも重要になるものと考えている。
函館が活気にあふれ、賑わいのある町を目指していくために、市内の中小企業が、今どのような状況なのか、今後どのような取り組みが必要なのかを、委員の皆様や、事業者の皆様のお知恵をお借りしながら、実施計画を策定していきたい。
委員の皆様には、活発なご意見、ご提言をいただくようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

宿村次長

それでは、続いて、会長・副会長の選任である。
条例第13条の規定により、会長および副会長は、委員の互選により定めることとなっているが、委員の皆様からご推薦などはあるか。

委員	なしの声
宿村次長	ないようなので、事務局の方から提案してよろしいか。
委員	異議なし
宿村次長	事務局からは、会長に、北海道中小企業家同友会函館支部支部長の嘉堂委員，副会長に、日本政策金融公庫函館支店支店長の堀井委員を提案するが、いかがか。
委員	異議なし
宿村次長	異議がないようなので、決定させていただく。 嘉堂会長，堀井副会長は、会長席，副会長席へ移動していただき，代表して嘉堂会長よりご挨拶いただく。
嘉堂会長	ただいま，会長にご選任いただいた北海道中小企業家同友会函館支部支部長の嘉堂である。 重ねてにはなるが，本審議会は，市長の諮問に応じ，函館市中小企業振興基本条例に関する重要な事項を調査審議し，もって，中小企業の強靱な経営体制を創るなどの育成振興を図るとともに，直近のA I やI T化などの新しい情報を取り入れ，近代化を促進することを目的とする組織である。 地域を取り巻く企業の環境というのは未だ非常に厳しく，観光は賑わいつつあるが，色々なところで経済効果はまだ出てきていない。元気な企業，そして地域を創っていくために，皆様の知見をお借りしながら，若輩者ではあるが，若さと元気を持ってこの重役を担っていきたいと考えている。 簡単ではあるが，会長就任にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。
宿村次長	続いて，次第の6，諮問に入らせていただく。 諮問書を，大泉市長から嘉堂会長へお渡しする。
大泉市長	函館市中小企業基本条例第10条の規定に基づき，中小企業振興に係る実施計画の策定について，貴審議会の意見を求める。 (諮問書手交)
宿村次長	市長は，他の公務のため，ここで退席させていただきます。

それでは、審議の進行については、嘉堂会長にお願いします。

嘉堂会長

次第の7、審議に入る。

まず、議題1、中小企業振興に係る実施計画策定の概要について、事務局から説明をお願いします。

嶽本課長

【資料1および2に基づき説明】

嘉堂会長

事務局から説明があったが、何かご質問やご意見等があれば、ご発言いただきたい。

ないようなので、議題2、意見募集について、事務局から説明をお願いします。

嶽本課長

お手元に資料3として【経済実態調査報告書】を配布しているが、この調査報告書を同封して、委員の皆様様の所属団体を含む市内関係団体に意見募集を行いたいと考えている。

照会する内容については、

- ・本市の中小企業が抱える課題
- ・課題を克服するために必要な取組
- ・その他、中小企業の振興に関する意見

などを予定している。

なお、回答方法としては、単純に文書によりご意見をお寄せいただく方法と、団体内の会議等で実施計画の趣旨などを私どもでご説明した後、ご意見をお伺いする方法の2つのパターンで考えている。

また、委員の皆様からのご意見については、第2回の審議会においてご発言いただき、関係団体からいただいた意見の中間報告とともに協議させていただく。

それでは、資料3【経済実態調査報告書】について、概要を説明する。

【資料3に基づき説明】

嘉堂会長

事務局から説明があったが、何かご質問やご意見等があれば、ご発言いただきたい。

議題1も含め、何かご質問やご意見等はないか。

ないようなので、本日の審議についてはこれで終了し、進行を事務局にお返しする。

宿村次長

以上をもって、令和6年度第1回函館市中小企業振興審議会を終了する。